

「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の
取扱指針」(案)からの変更点

変更箇所	成案	原案 (パブリックコメント)
第 2 の 1 (注 7)	<p><u>課徴金減免対象被疑行為についての社内アンケート調査結果や役員等へのヒアリング記録等, 事実を主たる内容とする文書等は含まれない。</u></p>	<p><u>当該事業者が弁護士に対して相談を行うために実施した社内調査結果, 弁護士が当該事業者に対して回答を行うために実施した役員等へのヒアリング記録等, 事実を主たる内容とする文書等は含まれない。</u></p>
第 2 の 4 (2)	<p>本取扱いの求めがあった物件が他の行政機関等の調査等のために提出等されていたとしても, <u>本取扱いの手に影響を及ぼすものではなく, 本取扱いの要件を欠くこととはならない。</u></p> <p><u>また, 本取扱いの求めがあった物件の内容が, 外国弁護士等に共有されていたとしても, 新たな課徴金減免制度をより機能させることに資する観点からその共有の必要性が認められ, 特定通信の内容の秘密を保持するための措置が講じられていると認められるときは, 本取扱いの要件を欠くこととはならない。</u></p>	<p>本取扱いの求めがあった物件が他の行政機関等の調査等のために提出等されていたとしても, <u>本取扱いの手に影響を及ぼすものではない。</u></p>
第 4 の 2 (2)イ	<p>特定物件について, 特定通信に当たらない内容が記録された文書等 (以下「対象外文書等」という。) が含まれていないこと又は対象外文書等が含まれている場合には, 特定行為者から公正取引委員会 (判別官) に対して対象外文書等の写しの提出等があったことを確認する。</p> <p>対象外文書等とは, 例えば, 次のものである。</p> <p>(ア) 【略】</p> <p>(イ) 事実調査資料</p> <p>課徴金減免対象被疑行為に関与したとされる役員等に対して行ったヒアリング記録, <u>課徴金減免対象被疑行為に関する社内アンケート調査結果等</u></p> <p>(ウ) 【略】</p>	<p>特定物件について, 特定通信に当たらない内容が記録された文書等 (以下「対象外文書等」という。) が含まれていないこと又は対象外文書等が含まれている場合には, 特定行為者から公正取引委員会 (判別官及び審査官) に対して対象外文書等の写しの提出等があったことを確認する。</p> <p>対象外文書等とは, 例えば, 次のものである。</p> <p>(ア) 【略】</p> <p>(イ) 事実調査資料</p> <p><u>弁護士, 特定行為者の法務部門に所属する役員等が課徴金減免対象被疑行為に関与したとされる役員等に対して行ったヒアリング記録, アンケート調査結果等</u></p> <p>(ウ) 【略】</p>

変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
<p>第4の3 ・第5の 2</p>	<p>第4 判別手続等（審査規則第23条の3， 第23条の4関係）</p> <p>1・2【略】</p> <p><u>3</u> 特定行為者への確認等 判別官は、前記<u>2</u>(1)アからウまで又は同(2)アからオまでのいずれかの該当性が明らかでない場合には、その旨を特定行為者に対して連絡し、当該特定物件の取扱いについての対応（記載内容の誤りに関するもの等を含む。）を確認するものとする。この確認等は、判別手続の期間内に行うものとする。</p> <p>第5 還付手続等（審査規則第23条の3， 第23条の4関係）</p> <p>1【略】</p> <p>2 審査官への引継ぎ等 <u>(1)</u> 審査官への引継ぎ 判別官は、前記<u>第4の3</u>の確認等の結果、前記第4の2(1)アからウまで又は同(2)アからオまでのいずれかの確認ができなかった場合にあっては、当該確認ができなかった特定物件を審査官に引き継ぐものとする。 <u>(2)</u> 特定行為者への通知等 判別官は、前記<u>(1)</u>の引継ぎをしたときは、その旨及びその理由を、遅滞なく、特定行為者に対して通知するものとする。</p> <p>3【略】</p>	<p>第5 還付手続等（審査規則第23条の3， 第23条の4関係）</p> <p>1【略】</p> <p>2 審査官への引継ぎ等 <u>(1)</u> 特定行為者への確認等 判別官は、前記<u>第4の2</u>(1)アからウまで又は同(2)アからオまでのいずれかの該当性が明らかでない場合には、その旨を特定行為者に対して連絡し、当該特定物件の取扱いについての対応（記載内容の誤りに関するもの等を含む。）を確認するものとする。この確認等は、判別手続の期間内に行うものとする。</p> <p><u>(2)</u> 審査官への引継ぎ 判別官は、前記<u>(1)</u>の確認等の結果、前記第4の2(1)アからウまで又は同(2)アからオまでのいずれかの確認ができなかった場合にあっては、当該確認ができなかった特定物件を審査官に引き継ぐものとする。 <u>(3)</u> 特定行為者への通知等 判別官は、前記<u>(2)</u>の引継ぎをしたときは、その旨及びその理由を、遅滞なく、特定行為者に対して通知するものとする。</p> <p>3【略】</p>

変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
第 7 の 1 (3) (注 10)	当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者を介して弁護士に相談した課徴金減免対象被疑行為に関する当該事業者の役員等を含む。	事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者を介して弁護士に相談した課徴金減免対象被疑行為に関する当該事業者の役員等を含む。
第 7 の 2 (2)	特定行為者は、特定データを複製した記録媒体について提出命令を受けた後、当該記録媒体について複製した記録媒体の交付を受け、災害等により期限内に概要文書の提出ができないことについて特別の事情がある場合を除き、当該交付を受けた日から 2 週間以内に、当該特定データに係る次の <u>ア</u> から <u>カ</u> までの事項を特定通信ごとに記載した概要文書を公正取引委員会（判別官及び審査官）に対して提出するものとする。 【以下略】	特定行為者は、特定データを複製した記録媒体について提出命令を受けた後、当該記録媒体について複製した記録媒体の交付を受け、災害等により期限内に概要文書の提出ができないことについて特別の事情がある場合を除き、当該交付を受けた日から 2 週間以内に、当該特定データに係る次の <u>(1)</u> から <u>(6)</u> までの事項を特定通信ごとに記載した概要文書を公正取引委員会（判別官及び審査官）に対して提出するものとする。 【以下略】
第 7 の 4 (4) ア	当該対象外データと同一性が確保された電子データの提出等があったことを確認すること。 【以下略】	当該対象外データと同一性が確保された電子データ（以下「 <u>同一性確保データ</u> 」という。）の提出等があったことを確認すること。 【以下略】